

令和8年度 税制改正大綱 ～法人税～ その2

令和8年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、法人税の改正の概要についてお知らせいたします。
 <法人課税>

1 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、取得価額の基準が30万円未満から40万円未満に引き上げられ、適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されます。

●適用期限を3年延長する（令和11年3月31日まで）

●対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満（現行：30万円未満）に引き上げる

●対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外する

現行制度のあらまし

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産（少額減価償却資産）を平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得などして事業の用に供した場合には、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができる。

改正の基本的考え方

中小企業者等の減価償却資産に係る事務負担の軽減を図る観点から、中小企業者等が少額減価償却資産を取得した場合、取得時に取得価額の全額を損金算入可能とする特例が設けられている。

今般、制度が創設された平成15年度以降の主要な対象資産の価格動向等を踏まえ、30万円未満となっている取得価額の基準を40万円未満に引き上げる等の見直しを行った上で、3年延長する。

改正の内容

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

- ① 対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満（現行：30万円未満）に引き上げる。
- ② 対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外する。

厚生労働省資料

2 制度の内容

- ・ 従業員400人以下の中小企業者等が40万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度。
- ・ 本制度により、中小企業者等における、①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。
- ・ 当該特例措置については、適用期限は令和11年3月31日までとする。

	取得価額	償却方法	
中小企業者等のみ	40万円未満	全額損金算入 (即時償却)	合計300万円 まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 (注1) (残存価額なし)	
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	本則

2 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

企業グループ内の法人間で行われる取引（シェアードコスト取引など）について、恣意的な支払額の調整が行われやすいことなどから、「企業グループ間の取引に係る書類保存の特例」が創設されます。

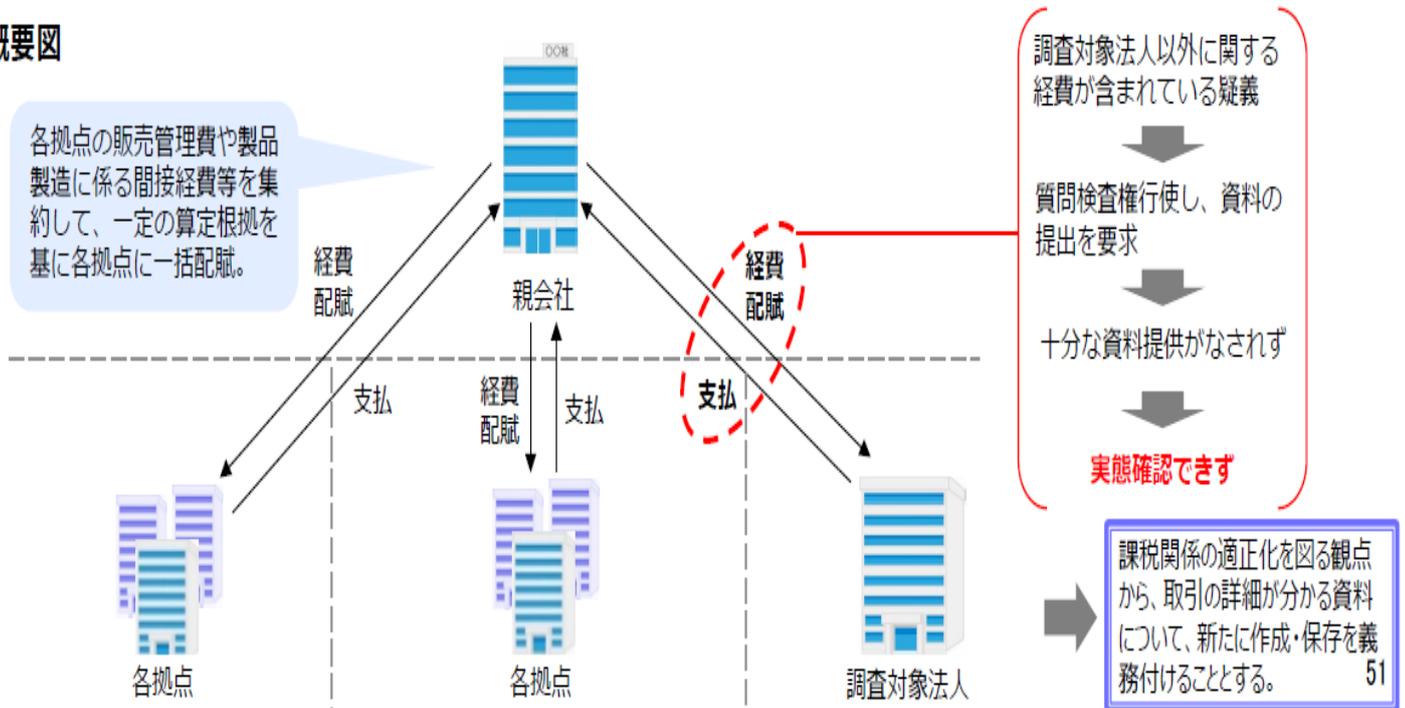
内国法人が関連者との間で特定取引を行った場合、その取引に関して、取引関連書類等にその取引に係る対価の額を算定するために必要な下記の事項の記載又は記録がないときは、これらの事項を明らかにする書類（電磁的記録を含む）を取得し、または作成し、保存することが義務付けられる。

① その取引に関する資産又は役務の提供の明細

② その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等

また、この新たな保存義務に従って書類が保存されていない場合、青色申告の承認の取消事由等に追加される措置も講じられる。

概要図



3 特定資産の買換え特例の見直し及び延長

●適用期限が2026年（令和8年）3月31日から3年間延長される。

※ 一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船については2年間延長される。

●適用要件（対象資産、区域等、繰延べ割合）が一部見直される。

（1）改正の内容

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年（一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船については、令和10年3月31日まで）延長する。

（1）航空機騒音障害区域の内から外への買換えのうち防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の第二種区域に係る措置を除外する。

（2）市街地再開発事業による買換えについて、買換資産が次の区域以外の区域内にある場合の課税の繰延べ割合を60%（現行：80%）に引き下げる。

イ 次の区域（その区域が都市再開発方針の策定が努力義務とされている大都市の区域に該当する場合にあっては、その大都市の区域に係る都市再開発方針に定められた二号地区の区域に該当するものに限る。）

（イ）防災街区整備方針に定められた防災再開発促進地区の区域

（ロ）特定都市再生緊急整備地域内の区域

（ハ）立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域

□ 都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域

（3）長期所有の土地・建物等から国内にある土地・建物等への買換えについて、買換資産のうち、建物及びその附属設備を特定施設の用に供される建物及びその附属設備に、構築物を特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定する。

（4）一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船について、譲渡資産から、その作業船に設置されている原動機の定格出力の合計が1,500kW以下のものを除外する。

（2）適用時期

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に譲渡したものについて適用される。

ただし、一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船については令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に譲渡したものについて適用される。